

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原 告 三輪 外3名

被 告 岐 阜 県

被告準備書面(2)

平成30年 1月15日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 訴訟代理人

弁護士	端元	博保
弁護士	伊藤	公郎
弁護士	池田	智洋
弁護士	市橋	優一

第1 原告準備書面2に対する反論

(1) 同第1に対する反論

被告が議事録について認否しない理由は答弁書第2の1で述べたとおりである。

原告らは、被告が議事録の内容について認否しないことにつき、「このような主張が裁判において認められるならば、警察の情報収集活動には具体的な法律は一切不要ということになり、警察との関係では、人々は個人の尊厳（憲法13条）、人格権の保障はないに等しい」（原告第2準備書面 4ページ1行目から4行目参照）と主張するが、かかる主張と、被告が認否しないことは、相互に必然関係がないため、論理の飛躍にほかならない。

原告らは、「岐阜県警察の警察官による原告らの個人情報の収集（利用、第三者提供）が適法であるか否かが問われているのであるから、被告は岐阜県警察の現在行っている、今後行う情報収集活動の適法性を確保するためにも、公的機関として原告が訴状で指摘する事実があったか否かを回答すべきである。」（原告第2準備書面 4ページ5行目から8行目参照）と主張するが、被告は答弁書第2の1で述べたとおり、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、

保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、情報収集活動自体の遂行が困難となるため、情報収集の目的である犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持といった観点から認否できないと主張しているものである。

原告らは、被告の主張を原告らの立場に当てはめ、「警察の情報収集の対象になっていることが明らかとなれば、当然、警察に抗議し、中止を求め、すでに収集した自分に関する個人情報の廃棄を求める。」（原告第2準備書面 4ページ20行目から22行目参照）「「犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者」ではないから、「その行為に及ぶ可能性が高まることとなる」ことは考えられない。」（原告第2準備書面 5ページ7行目から9行目参照）などとして、公共の安全と秩序の維持等の観点から議事録の内容について認否できないという被告の主張が不合理であることを主張する。

しかし、上記のように、被告は情報収集活動の実態を明らかにすることによって警察活動全体に生じる諸問題について述べているのであって、特定個人との間に生ずる問題として述べたわけではなく、まして、原告らの場合に限って、認否できないことを述べているわけではない。原告らの主張は、原告らの立場であれば、いかなる行動に及ぶのかといった主観的要素としての内心を述べているに過ぎず、被告の主張に正対していない。

そこで、被告の主張を原告に当てはめた場合に合理性を欠くと主張したところで、被告の主張が不合理であることについて正鶴を射たことにはならない。

(2) 同第2の1に対する反論

ア 同第2の1(1)「「トラブルの可能性」程度で情報収集は許されない」に対する反論

(ア) 「大阪高裁判決 昭和51年9月20日（刊行物未登載）」の引用に誤りがあること

上記判例は、参加資格を制限して開かれた半公開の集会を視察中の警察官に対する、強要、暴行、傷害事件に関するものであって、大学構内における警察の情報収集活動について判示したものではない。上記判例に関する原告らの引用、主張は「大阪高裁判決 昭和41年5月19日 大阪学芸大事件」に関するものと思われ、被告の主張に対する反論を構成していない。

(イ) 「大阪高裁判決 昭和41年5月19日 大阪学芸大事件」の原告解釈に対する反論

原告らは、上記判例につき、「「本件当時の前後において、労働運動、社会運動と関連してなされる学生特に大学生の組織的集団行動がある程度公安に影響を及ぼす事件となっていたことは公知の事実で」あったことが情報収集活動を許す根拠であった。」（原告第2準備書面 6ページ25行目から7ページ2行目参照）とし、「「トラブルの可能性」というような曖昧な理由で情報収集を認めた判例ではない。」（原告第2準備書面 7ページ4行目から5行目参照）と主張するが、かかる主張は、本件と上記判例の情報収集活動の態様を比較して本件に当てはまらないという主張であって、警察法二条一項を根拠としたあらゆる情報収集活動が許容されないといった反論は行われていないため、個別の情報収集活動の態様はともかく、警察法二条一項を根拠とする情報収集活動が必ずしも違法でないといった限度において、被告の主張を容認していると認められる。

(ウ) 「東京高裁判決 昭和41年3月24日「政防法反対デモ事件」の原告解釈に対する反論

原告らは、上記判例につき、「「犯罪や公安を害する事態の（中略）発生の可能性がある」ことが、情報収集活動を許容し得る条件とされている。本件はそのような可能性のある事案ではない。」（原告第2準備書面 7ページ11行目から13行目参照）としているが、これまでの原告らの主張にしても、自らの立場として起こしうる行動を、主観的見地から主張しているにすぎず、警察の情報収集活動が裁量権の範疇を逸脱する違法な行為であったことについて具体的な主張は行っていない。そして、上記判例については、犯罪等の具体的な発生のおそれがない場合においても、そのような可能性がある限り、未然防止の観点から予防手段として情報収集活動を行うことは警察法二条一項に定める警察の責務に反しないことを判示した裁判例であることに着目すべきところ、この点についても原告らは何ら反論していないため、警察法二条一項の責務を達成するために行う情報収集活動が、犯罪等の予防手段としても認められる場合があることについて異論はないと認められる。

イ 同第2の1(2)「裁判例は情報提供を許してはいない」に対する反論
後述(7)ないし(8)のとおり反論する。

ウ 同第2の1(3)「被告は結論の理由を示していない」に対する反論

原告らは「警察が原告らの情報を収集した目的、必要性、方法等につい

て何ら主張することなく、単に「適法だ」と強弁するのみである。」（原告第2準備書面 8ページ4行目から5行目参照）と主張する。しかし、被告が本件議事録の内容について、認否できないことは、その理由を含め、繰り返し主張しているところであり、原告が主張する議事録の内容を基礎とした情報収集活動の目的、必要性、方法等といったことについて、被告が具体的に主張することはできないものである。

(3) 同第2の2に対する反論

原告らは、「議事録には、市民運動の広がりを抑圧せんとする警察の意図が赤裸々に綴られている。原告らについて情報収集等を行った警察の目的は明白である。これが原告等の活動に対する不当な干渉、抑圧であることに疑いの余地はない。」（原告第2準備書面 8ページ12行目から14行目参照）と主張する。しかし、「赤裸々」というのは單なる原告としての評価であって、客観的に抑圧妨害を目的とした情報収集活動であったことが明白であると認定できるような証拠とはいえず、そのような目的で情報収集活動が行われたことについては、原告らの憶測に過ぎない。

(4) 同第2の3に対する反論

原告らは「警察は、原告らの思想信条を推測し、彼らを不穏分子であると不当に決めつけ、長期間に渡る監視の対象とした。しかも、警察は、私企業であるシーテック社の営利活動を支援し、私的紛争にみだりに介入し、情報伝播の二次被害を省みずにシーテック社に対する情報提供を行った。」（原告第2準備書面 8ページ18行目から21行目参照）として、それが「不偏不党・公平中正に反する」理由であると主張する。

しかし、議事録における情報収集活動を「思想信条を推測し、不穏分子であると不当に決めつけ」、「長期間に渡る監視の対象とした」と主張するのであれば、その前提として、議事録以前からの警察の情報収集活動において「原告等の思想信条を推測した」「不穏分子と不当に決めつけた」「長期間に渡る監視の対象とした」といった事実があったことを客観的事実に基づいて各立証すべきところ、そのような立証は一切なされていない。原告らの主張は全て議事録から想像をめぐらせ、そのような実態があったのではないかと推測しているに過ぎない。

そして、被告は、原告らの上記主張の論拠たる議事録の情報については、広く社会一般に知られ、または知られて差し支えない情報であって、警察独自の情報収集によらなければ知りえないような性質の情報ではないため、そのような情報

が記載されていたからといって、警察が原告らに対して「長期間に渡る監視の対象とした」といった上記主張を立証したことにはならないことを主張しているものである。

原告らは、被告が被告準備書面(1)第2の3(1)の主張を、情報が公知の事実で知られて差し支えない性質のものであるから、不偏不党、公平中正に反する情報収集活動が行われていたことの根拠とはなりえないと読み解いているようであるが、被告は、原告らの主張が単なる推測の羅列であって、何ら客観的事実から立証がなされていないことを主張しているのであるから、被告の主張に対する原告らの反論はかみ合っていない。

そして、こうした被告の主張に対し、原告らは何ら具体的反論をしていないのであるから、原告らの主張は客観的事実から立証できないものとみなすべきである。

(5) 同第2の4に対する反論

原告らの「本件の情報収集等の活動がなにゆえ「公共の安全と秩序の維持」に資するといえるのか」（原告第2準備書面 9ページ12行目から13行目参照）という主張について被告が説明することは、被告が議事録の内容について認否することを前提とするものであるが、被告が議事録の内容について認否できないことは既に述べたとおりである。

原告らは、「いかに行政に裁量権があるとしても、憲法に反し人権を侵害することが許される裁量など、あるはずがない。」（原告第2準備書面 9ページ16行目から17行目参照）と主張するが、かかる主張は権利侵害の存在を前提するものであって、被告は本件に関し、原告らに権利侵害はないことを主張するものである。

なお、権利侵害に関する被告の主張は後述(7)ないし(8)のとおりである。

(6) 同第2の5に対する反論

上記第1(2)ないし(6)のとおり反論する。

(7) 同第3の1に対する反論

原告らは「被告は、原告らが主張する具体的な権利侵害を構成する事実について、一切の認否を明らかにしていない。したがって、「私生活秘匿権」として認められる事実については、これを自白したものとみなされるべきである。」（原告第2準備書面 10ページ17行目から20行目参照）と主張するが、被告は、被告準備書面（1）第4権利侵害（各論について）において「個々の権利侵害自

体については、第2、第3で述べたとおり、権利侵害が発生していないから、その主張は失当である」と主張し、本訴におけるプライバシー侵害の事実を否定している。

原告らの主張する「具体的な権利侵害を構成する事実についての認否」がどのような意図であるかは測りかねるが、議事録に記載された各事実の有無という意味であれば、先に述べたとおり、認否できないということになる。

被告は、被告準備書面（1）第3の1で説明したように、原告らがプライバシー侵害として主張する各情報は、広く一般に知られ、または知られて差し支えない情報であるから、「他人に知られたくない私生活上の事実又は情報」にも「社会一般に知られていない情報」にも当たらず、法的保護に値するプライバシー利益として要件を欠くと主張しているものである。

そして、地方公務員法（守秘義務）違反として告発された事件に関しては、不起訴になった事実はもとより、報道において「情報は公に知られていない事実ではなく、地方公務員法上の秘密にあたらない」とされているし、原告らの訴訟代理人弁護士も、法学誌において、「私事性や秘匿性が高くないものが多く含まれている」と認めているところである。

よって、被告は、単に地方公務員法違反にあたらないから、プライバシー侵害ではないと主張しているわけではない。

上記のように、被告は何ら理由なく、プライバシー侵害を否定しているわけではないし、そもそも原告がプライバシー侵害を主張する以上、法的保護に値するプライバシー利益としての要件を具備することについては、原告ら自らに立証責任があるのであって、これを立証せずして、プライバシー侵害を論ずること自体が失当である。

(8) 同第3の2に対する反論

被告準備書面（1）第3の2主張のとおり争う。

そもそも、原告らが主張するところの「個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理、提供されない自由の侵害」については、以下の理由から、そもそも定義自体が不明確であって、被告の立場としては、具体的反論が困難であると考えている。

原告らは「個人に関する情報（個人情報）が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、個人に関する情報を自らコントロールすることについて法的な保護に値する利益を有するべきである。仮に、当該情報がこ

とさらに秘匿されておらず、一定範囲の他者に開示しているような秘匿性、私事性が弱い情報であったとしても、自己が欲しない他者にはこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、これらの情報がみだりに収集、管理、利用される場合には、「憲法13条の核心ともいべき、個人の人格的自律、そして人格の自由な発展を阻害する。」（訴状 第5章権利侵害（総論）第2の1 24ページ15行目から22ページ参照）と主張し、訴状第6章権利侵害（各論）は、私生活秘匿權ないし政治的信条に対するプライバシー權として述べた各情報が、警察の情報収集活動によって、収集、保管、提供されたことにつき、「個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理、提供されない自由の侵害」を主張する構成となっている。

上記の主張から察するに、原告らは、あらゆる個人の情報、若しくはプライバシー權としては法的保護の対象とされない一定の個人の情報についても、憲法十三条の保障する権利であることを主張しているように思われるが、原告らの主張するところの「プライバシーの侵害」と「個人に関する情報を承諾なく、みだりに収集、管理、提供されない自由」は、いずれも個人に関する情報を収集、管理、提供されること自体によって生ずる、当該個人に対する権利侵害という点で保護法益が同一であるため、同一の「個人に関する情報」について、「プライバシーの侵害」と「個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理、提供されない自由の侵害」が、相互に別の権利侵害として独立して成立するという論理構成は、それ自体矛盾しているものと思われる。

原告らは私生活秘匿權としてのプライバシー侵害を論ずるにあたり、「宴のあと事件」を例示しているところ、「宴のあと事件」が、法的保護に値するプライバシー權を認めうことにつき、「個人の私生活上の自由に関するものであること」「社会一般の人々の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合不安を覚えさせるものであること」「社会一般の人々にまだ知られていない情報であること」といったように、一定の条件を示していることからすると、少なくともかかる判例を引用する原告らの立場としては、「個人に関する情報を承諾なく、みだりに収集、管理、提供されない自由」があらゆる個人情報に対して認められるものではなく、一定の限度において認めうるものであることを容認する立場であると考えられる。

しかし、そうすると、原告らにおいては少なくとも、自らが主張する「個人に関する情報を承諾なく、みだりに収集、管理、提供されない自由の侵害」を主張

する前提として、自らの主張に対する定義、それを裏付ける法的根拠、法的保護に値する個人に関する情報として保障される範疇、プライバシー権との関係、その関係を踏まえた上での、議事録の個人情報に関する整理などを具体的に説明する必要がある。そして、被告としては、そのような具体的説明なくしては、反論をなしえないのである。

(9) 同第3の3に対する反論

上記1(3)ないし(4)のとおり、原告らの主張する監視活動や不当な干渉、妨害目的の存在は、議事録を基礎とした憶測の範疇であって、客観的に立証されているといえないのである。争う。

そして、原告らが議事録を基礎として主張する警察の情報収集活動は、原告らの表現活動等に対し、何ら妨害行為となるような性質を有しているとは言えないし、そもそも原告らは議事録の内容について、その当時認識していなかったことからすれば、上記情報収集活動が直接的に原告らの表現行為に対して萎縮効果をもたらすものであったとはいえない。従って、原告らの主張する上記情報収集活動が原告らの表現の自由を制約するものとはいえない。

原告らは、「公権力が個人の表現行為を妨害する目的をもって、その個人に関する情報を収集、管理、提供する行為は、表現の自由に対する侵害であるべきである。」（訴状 第5章第4の1 28ページ3行目から5行目参照）と主張するが、権利の侵害を主張する以上、侵害された具体的権利がいかなるものであったかを主張すべきところ、この点に関しては原告ら具体的説明をせず、抽象論を展開するのみである。

また、原告らは「議事録の存在を知らずとも権利侵害がある」（原告第2準備書面3(3)参照）と主張するが、「議事録の存在を知らなくても生ずる権利侵害」が如何なるものかは全く説明されていない。そもそも「議事録の存在を知らなくても権利侵害が生じていた」とすれば、権利を侵害された当時、侵害されたことにつき、認識がなかったものが、事後的に侵害された事実を確認したことになるのであって、議事録の当時に権利侵害があった事実を疎明することが必要とされるが、上記の通り、その当時、原告らの表現行為が侵害された事実は認められない。そして、「萎縮効果は監視により生じる」（原告第2準備書面3(4)参照）という原告らの主張は、議事録を知ったことにより、事後的に生じた萎縮効果について主張するものであるところ、事後的にいかなる萎縮効果や権利侵害が生じたのかということに対しても原告ら説明がない。更に、原告らが適法な

形で表現活動を行う以上、行政機関がそのゆえをもって不利益を課すことはできないのであるから、議事録を知ったことにより、将来表現活動を行うことについて萎縮効果が生じるということが一般的であるとはいえない。

(10) 同第4に対する反論

国家賠償法上の違法性において、原告らが主張する条理上の義務（最判平成3年4月26日・民衆45巻4頁653号）は、水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求であるが、同判例は「救済法及び保障法の認定を受けた知事は、それに対する処分を迅速、適正にすべき行政上の作為義務があることはいうまでもなく、これに対して、認定申請者には、申請に対して迅速適正に処分を受ける手続き上の権利を有することになる。しかしながら、知事の負っている右作為義務は、申請者の地位にある者の内心の静穏な感情を害されないという私的利息の保護に直接向けられたものではないから、右行政手続き上の作為義務が直ちに後者の利益に対応するものとはいはず、これについては、別途の考察が必要である。（中略）しかし、救済法及び保障法の中に、認定申請者の右のような私的利息に直接向けられた作為義務の根拠を見出し難いとしても、一般に処分庁が認定申請を相当期間内に処分すべきは当然であり、これにつき不当に長期間にわたって処分がされない場合には、早期の処分を期待していたものが不安感、焦燥感を抱かされ内心の静穏な感情を害されるに至るであろうことは容易に予測できることから、処分庁にはこうした結果を回避すべき条理上の作為義務があるということができる。」と判示しているものである。すなわち、同判例は、法に基づく行政手続き上の作為義務と、認定申請者の申請に対して迅速、適正に処分を受ける手続き上の権利が存在することを前提とした上で、認定申請者の内心の静穏な感情を害されないという私的利息についての条理上の作為義務について判示したものであって、何ら作為義務が存在しない状況において、国家賠償法上の条理上の作為義務が存在することを判示したものではない。従って、かかる判例を論拠として、本件における条理上の作為義務を主張してみても、原告らと被告の間には、前提となるべき、法手続き上の作為義務と権利の関係が存在しないため、原告らの主張する条理上の作為義務は本件には当てはまらない。

なお、原告らの「民間同士において不法行為責任を問われるような事実関係においては、国や地方自治体が不法行為責任（＝国家賠償責任）問われるべきは当然である。」（原告第2準備書面 17ページ22行目から24行目参照）という主張については、原告ら独自の法解釈を述べているにすぎず、論拠となる判例

もないことから、かかる主張は失当である。

第2 被告の主張（情報収集活動の適法性について）

警察法二条一項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定しており、警察は犯罪の予防をはじめ、公共の安全と秩序の維持に当たることをその責務としている。こうした警察活動は平素から様々な形で行われており、例えば、公共の安全と秩序の維持を目的として行う犯罪の予防には、具体的犯罪発生を未然に防止するという直接的予防措置のほか、広報啓発活動、防犯指導、青少年の健全育成、交通安全教育に資する活動といったような、犯罪の一般発生を防止するという広範囲で間接的な予防措置なども含まれている。

また、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる犯罪等の事態の発生を予防し、又はいったん発生した場合の影響を最小限とするために体制や対策を整えることもこうした責務の一環であるところ、その実効性を期すためには、管内情勢を的確に把握する必要がある。そこで、警察が管内や管外に影響を及ぼす可能性のある各種事業等に伴い生じえるトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持から、関心を示すことは当然であって、関連する事業についての意見交換を行うことはありえるものである。

以上のことからすれば、議事録の内容では、警察の行った情報収集活動が、必要性、妥当性、相当性を欠き、警察法二条一項の法意に照らして裁量権を逸脱した違法な行為であったとは言えないから、原告らの主張は失当である。

以上